

公正競争ワーキンググループ（第1回）

議事録

1. 日時

令和6年1月24日（水）13:00～14:30

2. 開催方法

WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

構成員：

山内弘隆（武蔵野大学 経営学部 特任教授）、相田仁（東京大学 名誉教授）、高橋賢（横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授）、西村暢史（中央大学 法学部 教授）、西村真由美（公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事/I T研究会代表）、林秀弥（名古屋大学大学院 法学研究科 教授）、矢入郁子（上智大学 理工学部情報理工学科 教授）

オブザーバ：

日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

総務省：

竹内総務審議官、今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、堀内基盤整備促進課長、柳迫事業政策課調査官、石谷事業政策課企画官、渡部事業政策課市場評価企画官

【事務局（田中）】 本日は皆様、御参加をいただき、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、公正競争ワーキンググループ第1回会合を開催いたします。本ワーキンググループの事務局を務めます、総務省総合通信基盤局事業政策課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、ウェブ会議による開催とさせていただきます。一般傍聴につきましても、ウェブ会議システムによる傍聴とさせていただきます。このため、御発言に当たっては、お名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

資料については、資料1-1から資料1-3まで及び参考資料1-1から参考資料1-3まででございます。

本ワーキンググループについては、主査として武蔵野大学の山内特任教授が、主査代理として、本日は御欠席の東京大学の大橋副学長が、それぞれ特別委員会主査より指名を受けております。それでは、これ以降の議事進行は山内主査にお願いしたいと存じます。山内主査、よろしくお願いいたします。

【山内主査】 山内でございます。このワーキンググループの主査を務めることになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

今回のこのワーキンググループというのは、NTTに関する一連の改革を議論する中で、特に事業の競争性といいますか、これを確保するという意味で非常に重要で、かつ注目を集めているワーキンググループであると思っております。皆様御協力いただきまして、すばらしい結果を残したいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、まず本ワーキンググループの開催に当たりまして、総務省の竹内総務審議官より御挨拶をいただきたいと思っております。竹内総務審議官、どうぞよろしくお願いいたします。

【竹内総務審議官】 総務審議官の竹内でございます。山内主査をはじめ構成員の皆様におかれましては、御多忙のところ本ワーキンググループに御参加をいただき、誠にありがとうございます。

情報通信審議会電気通信事業政策部会通信政策特別委員会において、市場環境の変化に対応した通信政策の在り方について御議論いただいております。昨年12月に第一次報告書が取りまとめられたところでございます。報告書におきましては、NTT東西の通信イ

ンフラや業務の在り方を含め、電気通信事業における公正な競争環境の確保について、今後さらに検討を深めていくべきとされております。これを踏まえて、本ワーキンググループでは、P S T Nから I P 網への移行といったネットワーク構造の変化や競争環境の変化を踏まえた公正な競争の確保の在り方について、構成員の皆様のお知見を賜り、具体的な対応策についてお取りまとめをお願いしたいと考えております。

山内主査をはじめ構成員の皆様におかれましては、ぜひとも広範な観点から精力的な御議論をいただきますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【山内主査】 ありがとうございます。

それでは、早速ですけれども、議事に入りたいと思います。まず、議題の1つ目です。本ワーキンググループの開催要綱（案）について、事務局より資料1-1に基づいて御説明をお願いいたします。

【事務局（榎）】 事務局の榎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。資料1-1に基づきまして、公正競争ワーキンググループの開催要綱について御説明を申し上げます。

上から順に参ります。1番目、目的といたしまして、通信政策特別委員会における議論を踏まえまして、本ワーキンググループでは、電気通信事業分野における公正な競争の確保の在り方について検討を行うことを目的としてございます。

次に2番目、名称に関しましては、冒頭でございますとおり、公正競争ワーキンググループと称することとしてございます。

次に3番目、検討事項でございます。検討事項につきましては、後ほどの資料1-2でまた申し上げるところでございますが、大きく5つの柱で構成してございます。1つ目が電気通信事業分野における公正な競争の確保に関する基本的な考え方。2つ目がN T T東西の通信インフラの在り方。3つ目がN T T東西等の業務の在り方。4つ目がN T Tグループに関する公正な競争の確保の在り方。最後に5つ目、その他必要と考えられる事項としてございます。

4番目と5番目はロジに関する部分でございますが、まず4番目、構成及び運営の部分につきましては、本ワーキンググループの構成員及び主査、主査代理の皆様につきましては、別紙のとおりとさせていただきます。次のページを御覧いただきまして、まず、構成員の皆様に関しましては、お名前を記載させていただいております9名の方

をお願いをしております。

通信政策特別委員会で御議論いただきました構成員の皆様も入っていらっしゃいますが、本ワーキンググループから新たに御参加いただく構成員の方として、高橋賢先生、そして西村暢史先生、西村真由美先生の3名の方に、新たに今回ワーキンググループに加わっていただいております。本日、大谷先生と大橋先生の御二方、残念ながら御都合が合わずに御欠席となっております。

以上が構成員の皆様でございます、次にオブザーバの皆様の御紹介でございます。オブザーバに関しては全部で7者に御参加をいただいております。上から順に参りますと、日本電信電話株式会社、KDD I株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、そして一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、最後に一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、以上の7者の皆様に御参画をいただいているところでございます。

戻りまして最後、議事資料の扱いでございます。本ワーキンググループは原則として会議、資料ともに公開とさせていただければと考えてございます。なお、いずれにしましても、必要と認める場合等におきましては非公開とすることが可能と規定をしております。

簡単ではございますが、私から開催要綱（案）の御説明、以上でございます。

【山内主査】 どうもありがとうございました。

それでは、今御説明いただきました本ワーキンググループの開催要綱（案）でございますが、こういう形でもよろしゅうございますかね。特に異論がないようでしたらこのようにさせていただこうと思います。案のとおりさせていただこうと思います。

それでは、次の議題ですけれども、事務局から本ワーキンググループの検討事項、先ほども少し言及がありましたけれども、これについて御説明いただきたいと思います。その後に各構成員の皆様からコメントいただきまして、意見交換とさせていただこうと思います。それでは、事務局から資料1-2及び資料1-3に基づいて御説明をお願いいたします。

【事務局（榎）】 ありがとうございます。改めまして、榎でございます。資料1-2及び1-3につきまして、幾つか御説明を差し上げます。

まず資料1-2、公正競争ワーキンググループについてでございます。こちらが本ワーキンググループの全体像をお示しするものでございます。

おめくりいただきまして、まず1ページ目、今回の検討の背景になる部分でございます。今回の検討に関しましては、この情報通信審議会の諮問が契機となっております。諮問の概要の一番上の四角でございますとおり、まず令和2年改正法の3年を経過した場合の見直しというものが一つの契機となっております。また、IP化やブロードバンド化、モバイル化、仮想化やクラウド化の進展といったような情報通信を取り巻く環境の変化、これが2つ目の契機でございます。こうしたことを踏まえまして、昨年8月に市場環境の変化に対応した通信政策の在り方について、情報通信審議会に諮問をさせていただいたところでございます。

真ん中のところ、答申を希望する事項といたしまして、大きく7つ掲載してございます。基本的な方向性や情報通信インフラの整備・維持の在り方等を記載してございます。こういった事項に関しまして、最後スケジュールでございますが、第一次答申案及び論点整理案につきまして、一昨日、1月22日までの間、意見募集を実施してきたところでございます。そういった意見募集も踏まえながら、今後、本ワーキンググループを含めまして検討を進めて、夏頃までに特別委員会へ御報告を差し上げ、答申をいただければと考えているところでございます。

以上が全体像でございます、ここからが内容に関わる部分でございます。2ページ目、情報通信審議会における検討でございます。一番上の四角の検討の経緯につきましては、先ほど申し上げた経緯でございます。

次に、検討の方向性についてでございます。こちらが2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像を整理した上で、検討すべき論点の整理ということになってございまして、さらにこういった方向性の検討に当たっては以下の3つを確保することを基本とするとお示しいただいたところでございます。真ん中の四角がその3つでございます。1つ目が通信政策として確保すべき事項、2つ目がNTTの経営面で確保すべき事項、そして最後に3つ目、制度改正の際に確保すべき事項でございます。

今回、特に通信政策として確保すべき事項という1つ目のところがターゲットでございます。こちらに全部で4つ並べてございます。1つ目が、通信サービスが全国に届くという観点。2つ目が、低廉で多様なサービスが利用できるという観点。3つ目が、国際競争力を確保するという観点。最後に4つ目が、経済安全保障を確保するという観点。以上4つでございます。こういった4つの事項に関しまして、一番最後の部分、2つに大別をしてございます。

1つ目の情報通信産業の国際競争力の強化を進める上で早期に結論が得られた事項といたしまして、上記の③国際競争力の確保というものが、速やかに実施すべき事項として御提言をいただいたところでございます。他方で①②④、③以外の部分につきましては、今後さらに検討を深めていくべき事項として整理をいただいたところでございます。今回はこちらの後ろの方の、今後さらに検討を深めていくべき事項について御検討いただくワーキンググループとなっております。

この大きな2つの枠組みにつきましては、国際競争力の強化の概要がこちらでございまして、国際競争力の強化を図る鍵というのが一番下にございまして、こちらだけ御紹介差し上げますと、1つ目が積極的な研究開発、そして2つ目がグローバルな視点を持った機動的な事業運営と、こういった観点から国際競争力の強化を図るということになってございまして、先ほどのページに戻りますと、速やかに実施すべき事項となっております。

4ページでございまして、速やかに実施すべき事項として大きく3つございまして、1つ目が研究の推進の責務、そして2つ目が研究成果の普及責務、3つ目が外国人役員規制でございまして、それぞれにつきまして右側、赤字で記載をしております取組の方向性のとおり、研究の推進責務の撤廃ですとか研究成果の普及制限の撤廃、そして最後外国人役員規制については緩和という形で、方向性を取りまとめていただいたところでございます。

今ひとつの、今後さらに検討を深めていくべき事項がこちらの5ページでございまして、これに関しましては大きく2つ、通信政策として確保すべき事項、今ひとつがNTTの経営面で確保すべき事項という柱立てに整理をしていただきました。そのうち本ワーキンググループにおける検討項目といたしましてはこの②の部分、低廉で多様なサービスが利用できることと、事業者間の公正競争の確保等という部分がメインでございまして、①の方に1つだけ枠ではみ出て困っている部分がございますが、こちらがNTT東西の自己設備の設置要件ということで、NTT東西等の業務範囲等にも関わってまいりますので、今回の検討項目に含めることとしてございます。

次のページ以降に関しましては、22日、一昨日までパブコメにかかっておりました論点整理案でございまして、こちらについてはそのパブコメを踏まえて、また再度皆様方にお示しをすることになるかと考えてございますので、本日、詳細な説明は、恐縮ながら割愛をさせていただきます。

ページを飛んでいただいて、こちら15ページでございます。今後さらに検討を深めていくべき事項とされた事項について検討を進めるために、通信政策特別委員会のもとに新たに3つのワーキンググループを立ち上げまして、そのうち一つがこの公正競争のワーキンググループでございます。構成員等やオブザーバにつきましては、先ほど開催要綱のほうで申しあげましたとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

この資料最後のスライドでございますが、こちらの16ページ、公正競争ワーキンググループの検討項目の案でございます。開催要綱でも申しあげた5つの柱が、背景色が黒で文字が白抜きの部分でございます。改めて御紹介差し上げますと、公正競争の確保に関する基本的な考え方、②から④が主にNTTに関係するものでございまして、2つ目がNTT東西の通信インフラの在り方、3つ目がNTT東西等の業務の在り方、4つ目がNTTグループに関する公正競争の確保の在り方、そして最後に5つ目、その他必要と考えられる事項と、大きく分けてこの5つの柱としてございます。

それぞれの中身につきましては、箇条書でお示しをしておりますとおりであります。ざっとだけ申しあげますと、1つ目につきましては公正競争とはといったところから、さらに設備競争、サービス競争といった公正競争の確保に関する基本的な考え方ということでございます。2つ目の通信インフラの在り方に関しましては、線路敷設基盤、あるいは電気通信設備、そういったものの在り方、そしてNTT東西の果たす役割やアクセス部門の在り方、そしてNTT東西の分離の在り方等としてございます。

3つ目、業務の在り方に関しましては、NTT東西の本来業務の在り方と本来業務以外の部分の業務の在り方、そしてNTT持株に関しましては、NTT持株による事業の実施の在り方でございます。次に4つ目、NTTグループに関する公正競争の確保の在り方に関しましては、類似の公正競争条件の在り方を挙げてございます。最後に5つ目でございますが、こちらはネットワークの仮想化、クラウド化の進展を踏まえた規律の在り方等といった形にしてございます。以上の項目につきまして、本ワーキンググループでは御議論をいただければと考えているところでございます。

こちらで、まず資料1-2、公正競争ワーキンググループに関する全体像については、御説明を終わらせていただきます。

引き続きまして資料1-3に基づき、初回ということもございまして、主にファクト等の現状や現行の制度について、御説明を差し上げます。ということで、資料1-3、タイトル、電気通信事業分野における公正な競争の確保の在り方についてでございます。

まず、目次を御覧ください。主に3つの柱を立ててございます。1つ目が通信市場の現状、2つ目がNTTの現状、そして3つ目が現行制度の御紹介でございまして、公正競争確保の枠組みといったところでまとめてございます。その内訳といたしまして、まず(1)としてNTT法の枠組み、そして最後に(2)電気通信事業法の枠組みと、こういった大きな流れで御説明をまいります。

まず1つ目、通信市場の現状でございます。電電公社の民営化からまず始めさせていただきます。こちらは皆様御承知のとおり、1985年の電電公社の民営化ですとか通信市場の自由化以降、様々な事業者が参入しておりまして、2.4万を超える数の事業者が参入しておりまして、市場規模も5倍超に拡大をしていると。こういった競争の進展に伴って、料金の低廉化が進むとともに、多様なサービスが拡大している状況でございます。

次の4ページ目は国内の通信業界、合従連衡を繰り返してこのような主要な4グループに現在なっているというものでございます。

次、5ページ目、こちらが固定通信市場と移動通信市場の全体的な動向でございます。まず、下の円グラフですと青の部分でございますが、固定通信市場でございます。固定通信市場に関しましては、IP化、ブロードバンド化が進展する中でも、東西の回線シェアが依然として高い状況でございます。他方、上に目を移していただいて、赤の移動通信の部分でございますが、こちらに関しては右の黒枠で囲っておりますとおり、MVNOを含む多様なプレーヤーによる競争が進展をしております。ただ移動通信には、この右の緑で示しておりますとおり、NTT東西等の固定通信の光ファイバの利用が不可欠でございます。ここの移動通信のモバイルエントランス回線に関する光ファイバにつきましては、後ほどのスライドでも御紹介を差し上げます。

次に移りまして、近年の動向といたしまして、海外プラットフォーマーとの競争の動向でございます。下の図ではレイヤーを4つに分けてございまして、下から端末、ネットワーク、プラットフォームで、最後、一番上位レイヤーでコンテンツアプリケーションレイヤーという形でございます。こういったレイヤーでございますが、近年、海外プラットフォーマーはコンテンツアプリケーションですとかネットワークといったレイヤーに進出をしてくれておりまして、影響力を拡大させてきているということでございます。この後御説明いたします仮想化・クラウド化等の進展によりまして、さらに今後ネットワーク機器の汎用化ソフトウェアによる制御が進みますと、一層影響力が拡大する可能性がございます。

次の7ページ目が仮想化・クラウド化の進展に関する御説明でございます。こういった仮想化技術の進展によりまして、コアネットワーク、アクセスネットワークともに仮想化が進展をしてきている状況でございます。そういった中で、重要な制御機能ですとか伝送機能に関して、クラウドへの移管やクラウド事業者による提供が、諸外国では実現をしてきているところでございます。こういった環境変化を踏まえますと、設備と機能の分離、あるいは物理的な接続点が存在しない形で他者設備を利用するような形態等が発展してくることが想定されますため、機能の提供の在り方、そして機能と切り離された設備の提供の在り方等が課題として生ずることとなろうかと考えてございます。

この機能の提供の在り方に関しまして、8ページ、5G、スタンドアローン方式の時代の機能開放というものでございます。5Gがスタンドアローン方式に順次移行するに従って、ネットワークの仮想化ですとかスライシングの導入、こういったことでの環境変化の進展が想定されるところでございます。これに伴って、下2つの箇条書の部分でございますが、接続ですとかどのように提供していくかといったところが、事業者間でも議論が進められているところでございます。

9ページ目に移っていただきまして、こちらが通信市場の現状1つ目の最後のスライドになってございます。電話時代の設備の老朽化等に伴うネットワーク構造の変化でございます。いわゆるマイグレでございます。PSTNのIP網への移行が2025年1月までに予定されているところでございます。これに伴って、従来県ごとにありましたPOIが、東京と大阪の2か所に集約をされることが予定をされてございます。以上が中継網に関してで、最後下の部分、アクセス回線に関しましては、老朽化するメタル設備につきまして、2035年頃を目途に縮退せざるを得ないという旨に関しまして、NTTから表明があったところでございます。

以上が通信市場の現状パートでございました。ここから先が2つ目、NTTの現状に関して御説明を差し上げます。

まず、NTTグループの概要でございます。オレンジの部分、左の部分にNTT持株、NTT東日本、NTT西日本と3社、オレンジで記載をしてございます。こちらが丸で、黄色で示してございますとおり、NTT法の適用がなされる会社でございます。他方で右の赤枠の点線部分に関しまして、赤の丸でお示ししてございますとおり、NTT法の対象外という会社でございます。

大きく2つで、総合ICT事業を行うグループ、もう一つがグローバル・ソリューション

ョン事業のグループでございます。総合ICT事業に関しましては、NTTドコモとNTTコミュニケーションズと記載をしております。他方でもう一つが、グローバル・ソリューション事業といたしまして近年再編をされましたNTTデータグループのもとに、NTTデータですとかNTT DATA, Inc.、NTT Ltd. といった会社が、こういったグループのフォーメーションで存在するところでございます。

ここに至るまでの日本電信電話株式会社時代、1985年の電電公社の民営化からの変遷を示したものが、こちらの12ページの図でございます。上の段に関しましては、主に日本電信電話株式会社1社であった時代から、データやドコモ、そしてコムウェアといった形で徐々に分離をしてきた流れでございます。他方で下半分につきましては、徐々にそういった会社が再編をされてきているというものをお示ししているものでございます。

次の13ページ、こちらがNTTグループの営業収益、営業利益、すなわち経営状況といったものを御紹介するページでございます。まず、営業収益に関しましては、左の円グラフでございますが、連結で13兆円超となっております。セグメント別に見ますと、地域通信事業で約3兆円、総合ICT事業やグローバル・ソリューション事業で約10兆円と大宗を占めているという状況でございます。右に目を移していただきまして、営業利益に関しましては、NTT連結で1兆8,290億円。セグメント別で御覧いただきますと、総合ICT事業で1兆円とかなりの部分を占めておりまして、地域通信事業は4,200億円、グローバル・ソリューション事業は約2,656億円となっております。

次に、14ページ、こちらは毛色が異なっておりますが、NTT東西のネットワークの公共性についてでございます。冒頭に申し上げた部分、後ほど出てまいりますと申し上げたスライドがこちらでございます。まず左部分、固定通信回線のシェアについてでございます。こちらに関しましては、NTTが電電公社から全国の線路敷設基盤を承継して、これを活用して固定通信回線の大宗はNTT東西が設置をされているという状況でございます。こういったことから、固定通信サービスの提供にはNTT東西の光ファイバ等が不可欠な役割を果たしているところでございます。

他方で右の移動通信に関しましては、冒頭に少しだけ申し上げましたとおり、エンタランス回線としても利用されているところでございまして、NTT東西のネットワークに関しましては、固定通信・移動通信双方におきまして、公共的な役割を果たしているところでございます。

さらに設備面について話が続きますが、こちら15ページ、線路敷設基盤の不可欠性についてでございます。下の絵を御覧いただければと思います。3つのレイヤーに分けてございます。まず一番下、線路敷設基盤、これがベースでございます。電柱・管路・とう道・局舎といったものを挙げてございます。こういったものに、上のレイヤーでございますが、電気通信設備が設置され、さらにその電気通信設備を用いて一番上の緑のところ、通信サービスが提供されるというものでございます。

時代の変遷に関して横で見ますと、1985年頃には通信サービスが固定電話、そして電気通信設備はメタル回線と、いわゆる黒電話だったところが、現在、右に目を移していただきますと、IP電話を含めてブロードバンドや携帯電話といった形で通信サービスは変化を遂げており、電気通信設備に関しましてもメタル回線が徐々に縮退していきまして、光ファイバがかなり大きな役割を果たすようになってきているという状況でございます。こういった形で上2つ、通信サービスや電気通信設備は移り変わっているんですけども、こういったところとは異なって、線路敷設基盤は昔から、従来から引き続き重要な役割を果たしており、不可欠性に変わりはないということでございます。

以上がNTTに関する現状でございました。ここから先は、現行制度の概要の部分に入っております。公正競争確保の枠組みというところで、総論部分がこちらの17ページになってございます。こちらで電気通信事業法とNTT法の概要について御説明差し上げた後に、NTT法、電気通信事業法をそれぞれ御説明差し上げます。

まず17ページ、こちらでございますが、下の図のとおり電気通信事業法に関して、まず左側から御説明申し上げますと、アクセス回線のボトルネック性に着目して、ネットワークの開放ルール等を定める業法が電気通信事業法でございます。他方でNTT法に関しましては、事業法と異なりまして、NTTの公益性ですとか巨大性、独占性に着目して、NTT持株、あるいはNTT東西の業務範囲等を定めている特殊会社法でございます。通信分野におきましては、こういった電気通信事業法とNTT法、双方に様々な規律がございますが、そういった規律が両輪となって公正な競争の確保が図られてきたところでございます。

下の図に関しましては、まず左、電気通信事業法が①から④まで、そしてNTT法が①、そして下の点線で書いてございます部分はNTT法に規律をされていないと、NTT法上の規定ではないということで微妙に緑の枠を外してございますが、そういう趣旨でございます。そういった公正競争条件に含めましても、後ろの方で、各論部分で申し

上げます。

NTT法の枠組みに移ってまいります。19ページでございます。こちらがNTT法の中の総論部分でございます。ここでNTT法の全体像に関して御説明を差し上げます。左の青の見出しについて御覧いただければと思いますが、大きく3つでございます。まず1つ目が業務、2つ目が責務、そしてそれらのもの、業務・責務を担保するための措置といった形で3つに大別をしております。それぞれの中身につきまして御覧いただければと思いますが、今回のワーキンググループにおける論点となり得る箇所につきましては、赤枠でお示しをしております。

まず上の方が業務の部分、NTT持株の業務、そしてNTT東西の本来業務や活用業務等を赤枠で囲っております。今ひとつが担保措置の部分、現状のパートで申し上げました線路敷設基盤等に関わる部分といたしまして、重要な電気通信設備の譲渡等を赤枠で囲っております。こういったところが本ワーキンググループの論点として想定されるところでございます。

では、次のページ以降で各論部分に入っております。まず、業務範囲に関する規律でございます。NTT東西の業務に関しましては、大きく4つに分類をしております。まず1つ目が本来業務、そして2つ目、活用業務、3つ目、目的達成業務、最後4つ目、目的業務区域外の地域電気通信業務、これらの4種類でございます。このような中で様々な業務があるわけですが、移動通信事業やISP事業、放送事業等は認められていないところでございます。また本来業務の部分、地域電気通信業務に関しましては、原則として自ら設置する電気通信設備を用いて行うことが必要とされております。

ざっと本来業務と活用業務のみ簡単に御紹介差し上げますと、下の部分、枠外の部分でございますが、まず本来業務に関しましては地域電気通信業務と規定をされてございまして、これが括弧内にありますとおり、同一の県内の通信を媒介する業務とされてございます。2つ目、活用業務に関しましては、本来業務のための設備・技術・職員を活用して行う電気通信業務、その他の業務といった形で、電気通信業務以外も含まれるような形となっております。ただ、何でも認めているわけではなく、下に書いてございますとおり、本来業務の円滑な遂行と電気通信事業の公正競争の確保に支障のない範囲で実施可能という形になってございます。

以上が業務の範囲に関するものでございまして、次の21ページ、こちらが設備に関する

る規律でございます。先ほどのスライドで少し申し上げました自己設置要件と、もう一つが事業設備の譲渡の認可等の主に2つを記載させていただいております。上の枠の2つ目でございますが、NTT法におきましては電気通信役務に関しては業務範囲に関する規律が設けられているところでございます。電気通信設備には自己設置要件、あるいは事業設備の譲渡の規律が設けられる一方、線路敷設基盤に関する規律に関しては設けられていないというのが現状の制度でございます。

以上がNTT東西に関してでしたが、こちら22ページがNTT持株のほうの業務範囲でございます。NTT持株の業務に関しましては大きく2つに分類されており、これ以外の業務を行うことは認められていないところでございます。その2つが、1つ目、本来業務、2つ目、目的達成業務という形で御覧いただいている業務が規定されているところでございます。

NTTに関するものとして、最後、こちら公正競争条件の概要が23ページでございます。こちらに関しましては次の24ページに参考として記載をしておりますが、主要な会社の設立時、分離ですとか再編成のタイミングにおきまして課されてきた条件でございます。こちらを整理し直したものが前のページの23ページで、7つに整理をしているものでございます。

ざっとだけ順に御説明差し上げますと、ネットワークの公平な提供、2つ目が各種取引条件の公平性の確保、3つ目が在籍外向や役員兼任の禁止、あるいは04で営業部門の設置、05情報の公平な提供、06共同調達の扱い、最後に07として研究開発成果の公平な開示等が挙げられているところでございます。ここまでのNTT法に関する制度の概要でございました。

このスライド最後のものとしたしまして、事業法の枠組みに関して御説明を差し上げます。こちら26ページが電気通信事業法の全体像、総論に当たるペーパーでございます。電気通信事業法における公正競争の確保に関する規律でございます。電気通信事業法におきましては、回線や端末のシェアの高い事業者に対しまして、全部で4つの規律が定められているところでございます。表の一番左の行でございますが、1つ目、ネットワークの開放ルール、2つ目、禁止行為、3つ目、機能分離等、4つ目、合併等の審査、主にこの4つに分類をしているところでございます。横軸で分けられておりますのが、固定通信と移動通信で分けてございます。特に接続の制度、禁止行為、最後に機能分離等につきましては、移動通信よりも固定通信に関する規律が強くなってございます。こ

こちらの①から④までに関しまして、次ページ以降でそれぞれ御説明を差し上げます。

まず、丸の1つ目です。ネットワークの開放ルールに関する部分といたしまして、こちら27ページ、接続と卸電気通信役務に係る規律でございます。他事業者のネットワークの利用方法といたしまして、接続と卸の2つの形態が存在するところでございます。表の左、接続に関する部分でございますが、固定通信と移動通信、一種指定事業者と二種指定事業者との間におきまして、以下のような差異があるところがございます。

特に約款規制に関しましては、一種指定が認可制であるのに対して二種指定が届出制、あるいは接続関連情報の目的外利用の提供の禁止に関しましては、二種指定事業者は収益シェアの高いものに限定をされているところがございます。他方で大別されるところの卸電気通信役務に関しましては、相对契約が基本とされてございます。そのため、接続と異なって約款規制、あるいは貸出料金の規制、情報の目的外利用、あるいは提供の禁止というものは設けられていないのが現行制度でございます。

先ほど少し表の方で飛ばしました、線路敷設基盤の開放ルールという部分が、こちらの28ページでございます。線路敷設基盤の使用に関しましては、公正競争に関する規律というものはございませんが、事業法におきまして、認定を受けた電気通信事業者につきまして、線路等を設置するための土地等の使用权に係る協議に関する規律が設けられているところがございます。これに基づきまして、この協議に関する認可、あるいは裁定の運用基準として、総務省で「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」を策定し、そこにおきまして電柱・管路等の貸与の申込手続ですとか、貸与の拒否の事由等を規定しているところがございます。

①から④までの大枠の話にまた戻りまして、こちら29ページ目が②の禁止行為規制でございます。電気通信事業法におきましては、シェアが高く市場支配力を有する事業者に対しまして、不当な競争を引き起こすおそれがある行為、こちらを類型化して、あらかじめ禁止するという規定がございます。こちらに関して下の表で一種、二種と整理をさせていただきます。見比べていただければお分かりいただけるかと思いますが、移動通信に関しては以下の点で固定通信よりも規律が弱くなっております。

1つ目が、不当に優先的な取扱いの禁止の対象がグループ内の特定の事業者に限定をされていたり、下の表の方で一種指定のみに書かれている部分があるかと思いますが、メーカー等に関する不当な規律や干渉や役員の兼任の禁止、あるいは土地・建物の利用等に関する禁止行為、こちらに関しましては一種指定のみになっておりまして、二種指

定のものに関しては設けられていないという現状でございます。

次に30ページ、こちらが大きく分けて3つ目の機能分離等でございます。こちらは一種指定事業者のボトルネック設備へのアクセスに関しまして、他事業者との同等性の確保を徹底させるために、設備部門、ボトルネック設備の保有部門とその他の部門との間のファイアウォールを強化するための体制整備が、電気通信事業法において義務付けられているところでございます。また、一種指定事業者に課されている禁止行為、こちらが潜脱的に行われないように、一種指定事業者が業務を子会社に委託するというような場合には、その子会社に対して必要かつ適切な監督をしなければならないといった形で義務付けがされているところでございます。

大きく分けて4つあったところの4つ目、最後でございます。こちら31ページ、合併等の審査、登録の更新制でございます。こちらは一種・二種、両方のものでございまして、一種・二種指定事業者、又はそのグループ会社、そういったものがグループ外の大規模事業者をグループ化する場合、合併や株式の取得等による子会社化等をする場合、登録の更新を義務付けて、公正競争の確保に問題がないかどうか等を審査することとしてございます。他方でグループ外と申し上げましたとおり、既に同一のグループ内にある会社間の合併や株式取得等については、登録の更新の対象外というのが現行制度でございます。

ここまでが総論の部分で①から④までとしてお示ししていたものでございます。ここから先は少し毛色の異なるものを最後、御紹介差し上げて、このスライドの御説明を終わりたいと思います。

まず電気通信事業に関する参入・退出の規制でございます。1985年の自由化によって競争原理が導入されており、現在、電気通信事業の参入・退出につきましては、登録や届出によって可能となっております。特に2ポツ目のとおり、回線設備の設置や非設置、あるいは業務区域に関しましても、変更登録や変更の届出によって可能となっております。

こういった登録や届出の差異が、電気通信事業法においてどのように規律をされているかといったものがこの33ページ、電気通信事業の種類に応じた電気通信事業法の適用の部分でございます。特に電気通信事業法におきましては、回線設備の設置や他人の通信の媒介の有無に応じまして、4種類に分けて電気通信事業法の適用や参入時の登録・届出制の別を規定しているところでございます。

詳しくはこちらの表を御覧いただければと思いますが、特に着目いただきたいのがこの第4象限に当たる右下の部分でございます。今の④といたしまして、一部色をつけてございますが、これが当初は第4象限全体が適用除外とされていたところが、改正によって④の部分が増加をされたという経緯がございます。その経緯につきまして、次のページで御紹介を申し上げます。

こちらが本資料の最後のスライドでございますが、インターネットの発展等に伴う電気通信事業法の適用対象の見直しというものでございます。先ほどの第4象限に当たる部分、そちらが、回線設備が非設置、回線設備を設置せずにさらに媒介以外の電気通信役務の部分でございました。こういった部分に該当するサービスにつきましては、SNS等が挙げられるところでございまして、そういったSNS、社会的影響力が大きいサービスが生じてきたため、順次、電気通信事業法の対象に追加をしてきたところでございます。

こういったSNSに対して皆様、イメージがおつきかと思いますが、右端に記載のとおりGAF AやLINEといった会社が挙げられるところで、外国法人も多く存在することが見てとれるかと存じます。こういった外国法人に対しても電気通信事業法に対する執行の実効性を強化していく、そういった流れでございまして、2020年の法改正によりまして、外国法人につきましては国内の代表者・代理人の指定義務や、あるいは法令違反等を行った者の公表制度、こういったものを設けまして、外国法人等に対する電気通信事業法の執行の実効性を強化してきたところでございます。

以上が電気通信事業法の枠組みでございまして、本資料の最後でございます。私からの説明は以上とさせていただきます。ありがとうございます。

【山内主査】 どうもありがとうございました。

ただいま、概要、それから法的な制度について御説明いただいたところでございますが、今回は第1回目ということでございますので、今の説明をお聞きになって、いろいろな所見について、皆様に御意見を挙げていただきたいと思っております。そこで、大変恐縮ですけれども、五十音順で委員の方から、ただいまの資料1-2、1-3について御感想、コメントをいただきたいと思っております。初回ということで御挨拶も含めて、御質問、御意見、併せてお願いできればと思っております。大変恐縮ですけれども、時間の関係もございまして、手短ということをお願いしたいと思います。

それでは、相田構成員からお願いいたします。

【相田構成員】 相田でございます。それでは、大きく2つ申し上げたいと思います。

一つはボトルネック設備保有部門の在り方について、いろいろな場で何度か申し上げてきたことの繰り返しになりますけれども、網改造料というような言葉がございます。特定の事業者のためだけに使うのに必要なものがあつたら、その事業者だけに費用を負担していただくということですが、実はこれまでNTTのネットワークに関しては、接続のかなり基本的な機能と思われるようなものが、少なくとも提供当初、この網改造料として整備されてきたということが度々ございます。古くはPSTNのIGSというようなもの、今でも残っているものとしてはNGNのIPoEの関門ルータですとか、あとサービスの方ではなくてそれをサポートするシステムとしては、加入光ファイバの転用を進めるために、光ファイバの管理システムというようなものを今開発中と理解していますが、それもNTT東西自身を使うのではなくて接続利用者に使っていただくということで、別システムになっているというようなことが繰り返されてきたということです。一番の理想としてはNTT自身に、今も御説明がございました、他の事業者が持ち得ないような線路敷設基盤の上につくられたネットワークだということなのだから、みんなで仲良く使うのが当然というマインドを持っていただくというのが一番のことかとは思いますが、それを後押しする意味でということでしょうか、その意味ではNTT東西の利用部門と他の事業者に同じ条件で提供するというようなことを明確化するのがよいのではないかと考えております。

2点目といたしましては、今の資料1-3の21ページの一番下のところ、今も申し上げました線路敷設基盤そのものは、譲渡等の縛りが無いという話をお伺いしてちょっと驚いたのですが、いろいろなこと、暗黙の想定というようなものがいろいろあつて、例えば最近話題になっていることでは、NTT東西とNTTドコモとの合併がどうなるのかというようなことについても、現時点で社長はその見込みはないというようなことをおっしゃっているわけです。しかし、そういうようなことについてはある程度ちゃんと明確に規定したほうがいいんじゃないかということで、例えば、このページの上にかかれてある自己設置要件というようなことにつきましても適宜見直しが必要なことは当然ではあるんですが、これからつくるネットワークにおいて、悪く言えば故意にということでしょうか、その設備を別会社に持たせることによってNTT東西自身はアンバンドリングから逃れるというようなことがあつてもいけませんので、NTT東西自身に対してもこれはやっていいんだ、これはやっては良くないんだというようなこ

とで、今想定できる範囲のことがあるんだったら、それは明文化していくというようなことがよいのではないかと思いました。以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。

それでは、次に高橋構成員、お願いしたいと思います。

【高橋構成員】 高橋でございます。現状、ネットワークの所有とサービスが紐づいているとか紐づいていないとか、いろいろな状況が変わっている中で、現状に合わせた改正というのはルールも必要になってくるのだなというところで、全体を聞いておりました。これからいろいろとややこしい問題も多いと思いますけれども、私は資料1-3の20ページのところなどは、本来業務と活用業務というのはネットワークの組み方が変わってきている中で、この転換というのを例えばどのように考えるのかというような問題などもいろいろ山積しておりますので、これから議論を深めていきたいと思っております。以上、短いですが、私からは以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。

それでは、続いて西村暢史構成員、お願いいたします。

【西村（暢）構成員】 中央大学の西村暢史と申します。競争法、電気通信等規制産業における競争法の観点から研究を行っておりまして、先ほどの御説明をお伺いしていただき、非常に各論点とも相互に関連し合う事項でもあり、一つ一つが極めて大きなテーマと理解いたしました。その点で、検討項目として挙げられております2つについて、コメントをさせていただければと思います。1つ目が（3）のNTT東西等の業務の在り方と、それからNTTグループ内の再編について、そして2つ目が検討項目（4）の公正競争にも関わる累次の公正競争要件についてでございます。

最初の業務の方でございます。NTTグループ内の再編というのは、近時、確認されているところでもございます。資料1-3の右肩31枚目でもそのような考え方をとられているかと思っております。そして、公正競争の確保という観点からNTT法、NTTに対する構造的措置と整理されておられるのですが、もちろん独占禁止法と呼ばれている競争法の分野においても企業結合といったような規制が存在しているかと思っておりますし、また、独占禁止法の中にも独占的状态の規制というような、特定の産業分野、あるいは事業分野、これを監視対象、それから規制対象に置いて実質規制を行うことも可能ではございます。ただ、後者はこれまで発動されたこともないので実際考えにくいですし、前者の企業結合規制におきましても、グループ内の再編において機能するわけではございませ

ん。

さらに、31枚目、御覧いただいている電気通信事業法上のグループ化行為に対する登録更新制の審査、これも先ほど御説明あったとおり規制対象外ということになりますので、規制の空白地帯が生じているとも言えるわけでございます。そういった意味で、一般的に再編という場合、グループ内外問わず不可逆的な性質も有しておりますことから、何らかの対応策というものは検討対象の中に入ってくるのではないかと感じました。

2点目、長くなって恐縮ですけれども、NTT法においては公正競争という言葉がなかなか見つけづらいとか、ないと理解しております。ただし、NTT法第3条では適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与するということがNTT持株、それからNTT東西の地域会社にかかってきております。そういう意味では、公平性というのは法的にも現実的にも極めて重要でありまして、先ほど申し上げました累次の公正競争条件というのは、これに関係してくるのではないかと。

そして現実的に過去においては、独禁法の事例で恐縮ではございますが、接続交渉に際して事前協議を求めて、その場に自社の営業部員を同席させた、あるいは接続工事の際に自社の営業部員に営業活動をさせたというような形で、警告というのも事例として確認されておりますところ、公平性の提供確保というのは継続的な行政規制、それから状況評価、ルール上必要になってくるのかと感じた次第でございます。長くなって恐縮です。私からは以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。

それでは、次は西村真由美構成員、お願いいたします。

【西村（真）構成員】 全国消費生活相談員協会の西村と申します。私どもは全国の自治体に設けられている消費生活相談の窓口で勤務している相談員が集まっている団体でございます。私自身も20年間ぐらい消費生活相談を受け付けております。昔は通信関係の相談はほぼ入らなかったのですが、昨今は新しい通信サービスだったり、あと規制緩和でいろいろな事業者が参入されていて、その分トラブルも増えて、消費者保護ルールがだんだん拡充されていったという経緯があります。

なので、現場では電気通信事業法を追いかけていくのが精一杯なのですが、今回、電気通信事業法とNTT法が両輪で回っているということを強く意識いたしまして、どういふところを変えるべきなのか、どういふところは変えない方がいいのか、あと消費者にどのような影響が及ぶのかについて学ばせていただきたいと思っております。よろし

くお願いいたします。以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。

それでは、続きまして林構成員、お願いいたします。

【林構成員】 名古屋大学の林と申します。通信政策特別委員会とともに参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。2点、私も申し上げたいと思います。

1点目は本ワーキンググループのテーマである公正競争についてであります。NTT法及び電気通信事業法制定以来、過去40年間の通信法制における公正競争、この位置付けというのは利用者、あるいは国民の利益の増進を図る手段であって、40年近くたった現在、公正競争が一定程度促進されて、国民の利益の増進に大きくつながっているという事は間違いないだろうと思います。

そして、その公正競争概念というのはこれまで総合的事業能力を背景とした、いわゆる市場支配力の拡大がなされないということだったかと思えます。これは行為の面だけじゃなくて市場構造の面でも競争条件のイコールフットイングが確保されて、市場支配力の濫用はなされないということだと理解しています。そういう意味では通信法制における公正競争の内実というのは、競争条件の構成と競争行為の構成の2つに分かれると思うのですが、通信法制で主に規律してきたのは競争条件の構成が中心だったかと思えます。

と申しますのも、競争行為の規律というのは仮に反競争的な行為が行われた場合には、事業法でも規律されますけれども、独禁法でも規律されることとなります。しかし、独禁法上の競争概念と違って、通信市場というのは料金やサービス競争だけじゃなくて、設備やインフラの競争というのが大事で、そこに着目した規律はどういった法形式によるのであれ、今後も非常に重要だろうと思います。そういう意味では事後規制の独禁法を補完するものとして事業法、あるいはNTT法で想定されている公正競争の確保というのは、事業者の行為と市場構造の両面から規律をかけていくという意味において、今後も非常に重要になってくるだろうと思います。

2点目は、先ほど事務局から御説明のあった各論点について今後、本ワーキンググループで深く議論されるのだろうと思いますけれども、1点だけ所感を申し上げますと、先ほど事務局から御説明のあったような1999年のNTTの再編の際、NTT東西はアクセス回線を独占的に保有していたので競争事業者の対抗のためにも長距離通信は行え

ないということになっていましたけれども、その後ブロードバンドについては県間部分の通信は届出によって、あくまで特例的に提供しているといった状況です。

しかし、技術革新によって、先ほども構成員の先生方から御言及ございましたけれども、県内・県間通信の概念が希薄化している現状を踏まえますと、NTT東西の業務範囲の見直しというのは不可欠、不可避だろうと思います。ただ、移動通信事業やISP事業といった公正競争を阻害するおそれのあるサービスの提供というのはNTT東西に認めるべきではないという意見が、通信政策特別委員会でも出ていましたので、そこは慎重に検討していく必要があるのかと思っております。

あと、資料1-3の31ページです。既に同一グループ内にある会社間の企業結合というのは登録の更新の対象外になっているというところですが、これも構成員の先生方から既に御言及ありましたが、独禁法で対処するのがなかなか難しい以上、こういったものも制度的に対象にしていくということも今後、論点になっていくのかと思っております。幾つかつまみ食いの雑感を申し上げましたけれども、以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、矢入構成員、お願いいたします。

【矢入構成員】 矢入です。通信政策特別委員会の方にも参加させていただいております。今回、お呼びいただきありがとうございます。私は普段コンピューターサイエンスの人間でして、AIですとか機械学習とか、それとあと少し通信のアプリケーションなども研究でやらせていただいております。

このNTTの分割などは自分自身がまだ社会人になっていない、働いていない頃、学生時代に起きてしまったので、何となくしか分かっていなかったのが、今回、このように資料におまとめいただき、非常によく分かりました。もともと自分の中でももやもやしていたのですけれども、そもそもNTTのこの法律、それから分割というのが、回線交換方式の古い時代に、そこに無線通信が出てきて移動通信を始めた時という状態で止まっている気がしていて、まさに今回おまとめいただき、やはりそうだったのだというのが分かりました。

現在は本当に通信のための施設を持っている、有線の施設を持っているところと、それからサービスというのが分離できてしまうという新しい方式になっているので、そういう意味では法律の見直しの機運というのは非常に高いのではないかと。その上で、今

の最適解でしか法律はつくれないと思うので、未来の最適解がどうなるかは分からないですけれども、今の最適解で考えてみても、非常に現状のこの状況というのはいびつに見えるというのが、今回おまとめいただいた資料を見て痛感いたしました。以上です。どうもありがとうございます。

【山内主査】 どうもありがとうございました。

以上で構成員の方からコメントいただきましたけれども、本日はオブザーバにも参加していただいております。オブザーバの皆様からも、御挨拶を含めて一言ずつお願いできればと思います。

まず、最初に日本電信電話株式会社からお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

【NTT】 NTTの城所でございます。今回、このワーキンググループにオブザーバとして参加させていただきまして、まず御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。これから、冒頭事務局から御説明いただいたこと、それから各構成員の先生の方々から今コメントいただいたことを含め、幅広い議論が行われていくということで理解しておりますけれども、国民の利便性、産業の強化等々、いろいろな観点からベストな方法を検討していくということが非常に重要だと考えておりますし、私どももこの議論に参加させていただきつつ、必要な協力はぜひ、可能な限り協力申し上げていきたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願いたします。以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。

それでは、KDDI株式会社にお願いたします。

【KDDI】 KDDIの山本です。こういった機会を用意いただきまして、ありがとうございます。

NTT法制定から40年近くも経過しておりますので、環境変化を踏まえて、その内容を見直していく必要があると、こういうことは考えております。ただ、見直しに当たりましては、何が違って何が変わっていないのか、特に変わったものについては単に緩和するとか廃止するという話ではなくて、規律の中身をしっかりと古いものから新しいものに変えていく、あるいはこれまで見落としていたことや足りないものがあれば、しっかり補強していくと。先ほどコメントがありましたように、政策的に分離したはずのものが再び一体化することに何ら法的な制約がないとか、こういった、これまで見落とされていたことについてもしっかりと、抜け漏れのない検討を進めていただければと思

います。

具体的内容につきましては、今後、お話をさせていただく機会が改めてあると思いますので、それを改めて詳しくお伝えできればと思いますが、ぜひともよろしく願いいたします。以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。

それでは、次はソフトバンク株式会社、お願いいたします。

【ソフトバンク】 ソフトバンクの山田と申します。今回、このようなオブザーバの機会を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。今回のワーキンググループの参加に当たりまして、2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像の実現に向けてということでございますので、そちらに向けてどういったことが必要かという点について、私ども事業者の知見というところがお役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。

それでは、楽天モバイル株式会社をお願いいたします。

【楽天モバイル】 楽天モバイルの前田でございます。本日はこのような機会にお招きいただきまして、誠にありがとうございます。また、本案件に関しまして、非常に分かりやすく資料をまとめていただきまして、またそれに関しても感謝申し上げます。

先ほどからお話があった、時間が経って状況の変化ということがあることに関しては、我々事業者も日々感じとところでございます。ですので、もちろん変えるべきところは変える、そのような議論に我々としてもぜひ寄与させていただきたいと思っておりますけれども、一方で我々が事業をやっていく中で、資料の中にもございましたけれども、例えば光ファイバの公共性等に関しましては、我々の事業にとって非常に根幹的な役割を果たしているところでございますので、ぜひ様々な議論をさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

【山内主査】 ありがとうございます。

それでは、次に一般社団法人テレコムサービス協会をお願いいたします。

【テレコムサービス協会】 テレコムサービス協会の副会長しております、島上と申します。この度はこのような会合に、オブザーバ参加させていただきまして、本当にありがとうございます。

テレコムサービス協会は、回線設備を有しない電気通信事業者、元の旧第二種電気通

信事業者の流れをくむ団体として、中には移動通信のシェアに出てきたMVNOですとか、あるいはNTT東西の光卸を利用してブロードバンドサービスを提供しているFVNOのそれぞれの委員会があり、また法人やコンシューマに対して多様なサービスを提供している事業者の団体でございます。我々がこれだけ多様なサービスができてるのは、今までの電気通信市場における競争環境の整備の成果だと思っておりますし、これらがこの先どうなるのかというところを非常に注目して参加させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【山内主査】 ありがとうございます。

それでは、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会にお願いいたします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 日本インターネットプロバイダー協会の木村と申します。本日は当協会の立石副会長が出席する予定だったのですが、申し訳ないことに代理で私が参加させていただきました。

私どもはISPの団体でございますので、NTT東西の業務範囲でISP事業への進出、それから接続と卸の規律、この2点について関心があります。どうぞよろしくお願いいたします。

【山内主査】 ありがとうございます。

それでは、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟にお願いいたします。

【日本ケーブルテレビ連盟】 ケーブルテレビ連盟でございます。本日は公正競争ワーキンググループにオブザーバということで参加する機会をいただきまして、誠にありがとうございます。ケーブルテレビはもともとテレビの届かないところで、難視聴解消のための共聴施設として誕生いたしました。近年では光ファイバを活用し、通信・放送サービスの提供を行っております。現在、業界の売上げの半分がブロードバンドということになってございまして、この観点からNTT法に関連する競争政策の在り方の検討に対して注目しているところでございます。

ケーブルテレビでは、地域のニーズに応じまして、住民の皆様に円滑かつ安価に通信・放送サービスをお届けすると、これをどうやっていくかというところに関心を持ってございます。この観点から本ワーキンググループでの議論に貢献してまいりたいと考えてございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【山内主査】 ありがとうございます。

これで一通りこのワーキンググループに御参加の皆様にご発言いただきました。まだ、

若干時間ございます。何か追加的な御発言があれば、どなたかいらっしゃいますか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

今日は事務局に大変適切に状況、それから制度、その他現状についてもまとめていただきまして、論点の在り方がよく分かったかと思っておりますし、また構成員の皆様には、皆様の御関心事、特に慎重に検討すべき点等、御発言いただきました。これを前提に、次回以降さらに議論を進めていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、最後に事務局から今後の予定について御説明をお願いいたします。

【事務局(田中)】 次回会合の日時、議題等については、別途御連絡させていただきます。

よろしくをお願いいたします。

【山内主査】 ありがとうございました。

それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上